

**一般財団法人島根県建築住宅センター
現金取得者向け新築対象住宅証明業務手数料規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人島根県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務規程に基づき、一般財団法人島根県建築住宅センターが実施する一般財団法人島根県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 業務規程第14条に規定する証明業務手数料(以下「手数料」という。)は、申請1件につき、次に掲げる額とする。

【一戸建ての住宅】

項目	基準	手数料 (単位:円(税込))
省エネルギー性	①住宅事業主判断の基準	22,000
	②断熱等性能等級(平成25年基準)	
	③一次エネルギー消費量等級4、又は5	33,000
耐久性・可変性	④劣化対策等級3で、かつ、維持管理対策等級2以上	23,100
耐震性	⑤耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上	30,800
	⑥免震建築物	
バリアフリー性	⑦高齢者等配慮対策等級3以上	23,100

※証明項目が2項目以上の場合は、それぞれの手数料の額を加算する。

【共同住宅等】

手数料は、別途協議とする。

(計画変更手数料)

第3条 証明書が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料は、当初の申請に係る手数料の額の2分の1とする。

(再発行手数料)

第4条 証明書の再発行を行う場合の手数料は、1,100円(税込)とする。

(手数料の支払方法等)

第5条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人島根県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務約款に定めるものとする。

2前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、申請者の負担とする。

附 則

この規程は、平成26年11月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。